

## 会 議 録

(5-1)

会議の名称		令和7年度 第2回春日部市建築審査会		
開催日時		令和8年3月23日(月)	開 会	午後 1時30分
			閉 会	午後 2時40分
開催場所		春日部市役所本庁舎3階 302会議室		
議長(会長等)氏名		大里 定則		
出席者	委員氏名	(出席人数：5人) 大里 定則、吉村 英孝、高柳 誠也、岩間 伸一郎、田中 大郎		
	特定行政庁	(出席人数：3人) 都市整備部参事兼建築課長：寺林 敬峰 建築課建築安全担当主幹：佐藤 淳彦 建築安全担当主査：須賀 一裕		
	事務局	(出席人数：2人) 建築課建築安全担当主査：綿貫 良太 建築安全担当技師：下山 美月		
次第及び公開・一部公開・非公開の区分		議事(公開) ・議案第1号：『建築基準法第48条第1項ただし書き許可に係る同条第15項の同意について』 (第一種低層住居専用地域における農業用倉庫の建築許可)		
一部公開・非公開の場合はその理由		<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：		
配布資料		・次第 ・「建築基準法第48条第1項ただし書き許可に係る同条第15項の同意について」(第一種低層住居専用地域における農業用倉庫の建築許可)に関する資料(一式)		
会議録の作成方法		<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録		
会議録署名の指定		春日部市建築審査会運営要領第4条の規定により、会議録は、議長が指名した2人の委員が署名するものとする。		

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
事務局	<p><b>1. 開会</b> 令和7年度第2回春日部市建築審査会の開催宣言。</p>
事務局	<p><b>2. 資料確認</b> 会議資料の確認。</p>
事務局	<p><b>3. 建築審査会成立の報告</b> 委員総数5名中5名の出席で、春日部市建築審査会条例第5条第2項の規定による要件を満たしているため、本日の会議の成立を報告。</p>
事務局	<p><b>4. 議長選出</b> 春日部市建築審査会条例第5条第1項の規定により、会議の議長は会長。</p>
議 長	<p><b>5. 議事録署名人の選出</b> 議事録署名人に吉村 英孝委員と高柳 誠也委員を指名。</p>
議 長	<p><b>6. 会議の公開と傍聴人について</b> 本審査会は、附属機関等の会議の公開に関する要綱第3条の規定に基づき、原則、公開での審議となる。</p>
議 長	<p>事務局へ傍聴人の確認。 傍聴人無しの報告により、次の議事へ。</p>
議 長	<p><b>7. 議案第1号 「建築基準法第48条第1項ただし書き許可に係る同条第15項の同意について」</b> 議案内容の詳細について特定行政庁より説明を求める。</p>
特定行政庁	<p>～資料に基づき内容説明～ 主な説明内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可制度の概要について</li> <li>・ 周辺状況と申請概要について</li> <li>・ 申請理由について</li> <li>・ 許可基準、および許可基準に対する計画の適合性について</li> </ul>

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議 長	質問・意見等の聴取。
委 員	資料8のNo. 2、No. 8の意見聴取等の状況欄で、「2/13公聴会を開催し、意見がないことを確認している」とあるが、出席者がなかったことも明記すべきと考える。
特定行政庁	出席者がなかったことも追記する。
委 員	資料8のNo. 7の意見聴取等の状況欄で、「反対意見がないことを書面により確認しており」とあるが、どのような書面を誰が確認したのか。
特定行政庁	書面については、計画内容について意見があったものではないが、どこの土地建物の所有者か、いつ訪問したか、意見の有無、どのような意見であったかをリストとして示しており、その意見について、支障がない計画であることを、特定行政庁が確認している。
委 員	公聴会について、誰が出席者で、何時から何時まで実施したのか。
特定行政庁	特定行政庁および申請者代理人が出席者となっており、午後2時30分から午後2時45分で実施している。出席者がいない場合であっても、公聴会として必要な計画内容の説明等の手続きは、通常どおり実施している。
委 員	公聴会は出席者がおらず、15分で終了したとのことだが、利害関係者の意見を聴取する重要な場であることを踏まえた丁寧な対応を心がけるよう、意見として申し伝える。
委 員	公聴会の議事録は作成しているのか。
特定行政庁	作成している。
委 員	資料8のNo. 13の欄外アスタリスク(*)部分について、説明があったか。再度、内容を確認したい。

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
特定行政庁	<p>資料8のNo. 13の欄外アスタリスク(*)部分については、資料に記載されている内容より詳しい説明を行っているが、改めて内容の説明をさせてもらう。</p> <p>～資料に基づき内容説明～</p>
委 員	<p>資料8のNo. 2、No. 8の意見聴取等の状況欄で、「計画敷地境界線から50mの範囲内に土地・建物を所有する者」とあるが、この距離は、変動するのか。</p>
特定行政庁	<p>建築基準法質疑応答集の照会記録を踏まえ、「計画敷地の外周50mの範囲内に土地・建物を所有する者」とあるため、計画規模を鑑みて、今回は50mが妥当と判断した。</p> <p>なお、計画の規模や周囲への影響度が大きいものについては、100mの範囲内とする可能性がある。</p>
委 員	<p>計画地西側に建っている建物は申請者所有地内となっているが、申請者がオーナーなのか。</p>
特定行政庁	<p>申請者がオーナーとして経営する建物である。</p>
委 員	<p>申請建物の計画高さが倉庫に入る物品の割に高い気がするが、何か理由はあるのか。</p>
特定行政庁	<p>確認は取れていないが、規格品の倉庫を選定している可能性がある。</p>
議 長	<p>質問については以上でよろしいか。</p>
議 長	<p>無いようなので、これより採決を行う。採決の方法は挙手とする。特定行政庁が本件を許可することに対して、同意するということに賛成の方は挙手を願う。</p>
委 員	<p>賛成委員挙手(全員)</p>
議 長	<p>賛成、全員である。よって、本件を特定行政庁が許可することに対して同意することとする。</p>

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議 長	議案については以上でよろしいか。
委 員	・・・異議なしの声・・・
議 長	<b>8. 閉会</b> 本日の議事は全て終了。 これにて令和7年度第2回春日部市建築審査会を閉会する。

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和8年4月15日

署名者の職・氏名

春日部市建築審査会 委 員 高柳 誠也 (原本は自署)

春日部市建築審査会 委 員 吉村 英孝 (原本は自署)